

令和2年11月18日

(問い合わせ先)

障害保健福祉課

課長 田村 博

外線 076-225-1425

内線 4080

## 遠隔手話通訳サービスの開始について

1 目的 新型コロナウイルスの影響により、手話通訳者が病院等に同行する際の感染リスクを懸念し、同行を控える現状があることから、手話通訳者同行の代替として、県聴覚障害者協会にオンラインで手話通訳を提供する遠隔手話通訳サービスを導入し、聴覚障害者が安心して病院等を受診できる体制を整備する。

2 サービス概要 聴覚障害者が病院を受診する場合等に、県聴覚障害者協会にいる手話通訳者が、利用者または医療機関、行政機関が所有するスマートフォンやタブレットを介して手話通訳を行う。

〔スマートフォンやタブレットを所有しない方に対しては、県聴覚障害者協会に配置したタブレットを借り受けて、使用することを想定〕

3 事業開始日 令和2年11月18日（水）

## 4 利用方法

### (1) 申込み手続き

利用者（聴覚障害者）は、通常の意味疎通支援事業の手話通訳者派遣と同様、居住する市町の障害者福祉担当課に利用申し込みを行う。

申し込み内容が「遠隔手話通訳サービス」を利用することが適切と判断された場合に、当該サービスを利用可能。

### (2) 事前準備

利用者（聴覚障害者）等は、所有するタブレット端末等に専用のアプリのダウンロードが必要。

### (3) 利用時間（遠隔手話対応時間）

平日9：00～17：30

※土日祝日夜間は対象外 但し、R2年度に限り新型コロナウイルス等の陽性者が入院・ホテル療養を必要とした場合で、症状が重度で急変の可能性がある場合は対応曜日・時間等を調整

## 5 問い合わせ先

石川県障害保健福祉課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL：076-225-1426 FAX：076-225-1429

社会福祉法人 石川県聴覚障害者協会

〒920-0964 金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館内

TEL：076-264-8615 FAX：076-261-3021